

藤崎友の会会則<約款>

- 第1条 名称等**
 本会の名称は藤崎友の会と称します。本会は、仙台市青葉区大町2-15-28所在の株式会社藤崎エージェンシーが運営します。
- 第2条 目的**
 本会は、株式会社藤崎をご愛顧くださる日本国内居住の個人会員のお買物等の便宜と会員相互の親睦を図ることを目的とします。
- 第3条 特典**
 1 会員は本会が定める特典を受けられるほか、随時、本会および株式会社藤崎が企画する各種催物にも参加いただけます。
 2 本会の特典を受けられる会員は、毎月継続して積立金<会費>を払い込みいただいた会員ご本人に限ります。
- 第4条 入会、積立方法及び領収書の発行**
 1 本会へ入会ご希望のお客様は、入会申込書により入会を申し込むとともに（継続して入会ご希望の会員は、積立金<会費>の払い込み方法に応じてATM操作又は郵送による申し込みもできます）、予約金として第1回分の積立金<会費>相当額をお積み立ていただき、本会が入会を認めたときに入会並びに契約成立とします。なお、お一人様のお申し込み可能なコースは2コースまでとし、口数は1コースにつき10口までとします。
 2 契約成立とともに、予約金は第1回分の積立金<会費>とし、契約金額から第1回分を除いた残高については、下記に記載されている内容に基づき本会へ払い込みいただきます。なお、積立途中でのコース変更及び1口の契約金額の変更はできません。
- | コース名 | 一口の
契約金額 | 毎月の
積立金<会費> | 満期時
ボーナス金額 | 満期時
受取金額 | 月掛の期間
及び回数 | 支払方法 | 支払期日 |
|---------------------------------|-------------|----------------|---------------|-------------|---------------|------------|---|
| 観劇コース | 60,000円 | 5,000円 | — | 60,000円 | 1ヵ年12回 | 本会窓口・ATM持参 | 毎月末日 |
| ボ
ー
ナ
ス
コ
ー
ス | 3,000円 | 36,000円 | 3,000円 | 2,000円 | 38,000円 | 1ヵ年12回 | または
ゆうちょ銀行
七十七銀行の
預貯金口座自動振替
の場合は
毎月23日 |
| | 5,000円 | 60,000円 | 5,000円 | 5,000円 | 65,000円 | 1ヵ年12回 | |
| | 10,000円 | 120,000円 | 10,000円 | 10,000円 | 130,000円 | 1ヵ年12回 | |
| | 5,000円 | 30,000円 | 5,000円 | 2,000円 | 32,000円 | 6ヵ月 6回 | |
- ※観劇コースは、観劇ごと定員になり次第締切ります。
 ※口座自動振替は事務手数料として、1ヵ月につき、ゆうちょ銀行は25円(税込)、七十七銀行は20円(税込)をご負担いただきます。
- 3 払い込みいただいた積立金<会費>については、所定の領収書を積立金<会費>払い込みの都度発行します。金融機関をご利用の場合は、通帳記帳又は入出金明細をもって領収書に代えさせていただきます。領収書は、お買物カードをお渡しするまで保管願います。
- 4 金融機関等への預金と異なり、払い込みいただいた積立金<会費>に、利息は発生しません。
- 第5条 会則<約款>の交付・再交付**
 1 本会は、入会申込みの際に、この会則<約款>を入会ご希望のお客様に書面により交付します。この会則<約款>は、契約条件等が記載されたもので、大切に保管してください。また株式会社藤崎のホームページにおいても本会則<約款>はご覧いただけます。
 2 この会則<約款>を紛失等された場合には、お申し出により、所定の手続を行い、速やかにこの会則<約款>を再交付します。
- 第6条 会員証**
 1 契約成立により会員となられた方には会員証をお渡しします。会員証は商品等と引き換えの際及び各種特典をお受けになる際並びに各種手続をする際に必要となりますので、大切に保管してください。なお、会員証は、他人への譲渡はできません。
 2 会員証(+Fカード)は株式会社藤崎が発行し、会員に貸与するものとします。会員が本会を退会された場合も、会員証(+Fカード)はポイントカードとしてそのままご利用いただけます。その場合、藤崎友の会会員証としては無効とします。
 3 会員証(+Fカード)の紛失、盗難又は破損の場合にはお申し出により、所定の手続を行い、会員証(+Fカード)の再発行をします。その場合、再発行1件につき300円(税込)の手数料をいただきます。なお、再発行した場合、旧会員証(+Fカード)は無効とします。また、会員証(+Fカード)の紛失・盗難の届出前の利用に関する責任は、原則として会員にご負担いただくことになります。
 4 株式会社藤崎の発行するクレジットFカードに入会している方が会員になられ、会員証(+Fカード)の発行を希望しない場合、クレジットFカードを藤崎友の会会員証とします。
 5 クレジットFカードを会員証としている会員がクレジットFカードを退会された場合は新たな会員証(+Fカード)をお渡しします。また、クレジットFカードを会員証としている会員が本会を退会され、クレジットFカードを退会されない場合には、本会退会後もクレジットFカードはそのままご利用いただけます。その場合、藤崎友の会会員証としては無効とします。
- 第7条 本人確認**
 各種手続において、本会が必要と認めた場合には、会員ご本人を証明するもの(運転免許証等の公的身分証明書)の提示を求めることがあります。また、会員ご本人以外の方が各種手続をされる場合は、委任状等本会が定める書類を提出していただきます。
- 第8条 住所変更等の届け出**
 1 入会の際に届け出た住所、氏名、預貯金口座等についてご変更があった場合は、速やかに本会まで届け出てください。この届け出が無い場合には、本会への届け出済みの内容に従って本会が発した通知は、会員に到達したものとみなします。また、住所等が変更となり、本会に届け出が無い場合には、お買物カードのお渡し等ができない場合もありますので、ご注意ください。
 2 会員は、本会が認めた場合を除き、この契約に基づく権利を譲渡し、又は名義変更を行うことはできません。
- 第9条 会費の完納とお買物カードのご利用手続き等**
 1 積立期間の最終月(満期)まで毎月継続して積立金<会費>を払い込みいただき、契約金額の積立てが完了したときに、積立期間の最終月(満期)の末日をもって会費の完納とします。満期のご案内は、払込方法が本会窓口・ATM持参の場合には、契約金額の積立てが完了したときに発行の引換券への記載にて、金融機関ご利用の場合には郵送にて行います。
 2 お買物カードは、完納後1ヵ月以内の一定日以後に所定の手続(会員証、お買物カード引換券又は満期の通知書の持参・郵送、ATM操作等)により、第4条第2項に定める契約金額にボーナス金額を加えた満期時受取金額(複数コース・口数の場合は合算金額)を付加し、ご利用ができるようにいたします。
 3 お買物カードのご利用は、会員ご本人に限ります。お渡ししたお買物カードは、本会が認めた場合を除き、他人への譲渡はできません。また、商品等に引き換えるまでは、盗難・紛失等に十分ご注意ください。万一盗難、紛失等があった場合には、その理由が正当かつ妥当なものと認められる場合に限り、所定の手続と期間にて再発行を承ります。その場合、旧お買物カードはご利用になれません。なお、再発行1件につき300円(税込)の手数料をいただきます。また、お買物カードの紛失・盗難の届出前の利用に関する責任は、原則として会員にご負担いただくことになります。
 4 お買物カードを安全にご利用いただくために、会員からのお申し出により、お買物ご利用限度額の設定やお買物カードご利用の停止をすることができます。
- 第10条 商品引き換え等**
 1 お買物カード及び会員証をご提示いただければ、株式会社藤崎(各営業店舗を含む)における取扱商品等のうち、お買物カード残高の範囲内に相当する商品等と引き換えます。ただし、次の商品等はご利用除外となります。
 (利用除外商品等)商品券、各種ギフト券・ギフトカード、金地金類、宝くじ、森のバルク、ナクレ、日本旅行、代引き取引決済、宅急便コーナー、友の会会費、友の会扱いのチケット、駐車場の料金等本会が定めるもの。(詳細は、友の会窓口にお問合せください)
 ※観劇コースにつきましては、観劇券へのお引換時に、ご希望の観劇に応じた差額をいただくことがあります。その際には、観劇券への引換前に差額の決定についてご説明し、会員のご確認をいただきます。
 2 会員は、あらかじめ(ア)から(カ)に定める方法により、本会に「WEBパスワード(暗証番号・以下省略)」をご登録いただいた場合、株式会社藤崎が運営するインターネット上のオンラインショッピングサイトにおける商品のご購入にお買物カードをご利用

いただくことができます。ただし、一部の商品等のご利用除外となります。

(ア)株式会社藤崎が運営するインターネット上のオンラインショッピングサイトにおいて、お買い物カードをご利用いただく際には、お買い物カード番号およびWEBパスコードを入力いただきます。

(イ)会員は、あらかじめ所定の方法により4桁のWEBパスコードの登録が必要です。

(ウ)会員のWEBパスコードの登録及び変更は本会所定の手続きにより行うこととします。

(エ)本会は、会員が申告したWEBパスコードについて、本会が適当でないと認めたときは変更を求めることができ、会員はこれに応じて変更するものとします。

(オ)会員は、WEBパスコードを申告する場合、数字の組み合わせとして、同一数字の連続など法則性を推知されやすいもの、または会員の生年月日、電話番号など第三者に容易に推測されやすいものを避け、登録されたWEBパスコードを他人に知られないようご注意ください。登録されたWEBパスコードが他人に使用された場合、そのために生じた損害は、原則会員にご負担いただきます。

(カ)会員がWEBパスコードを忘れた場合、本会ではその照会に対して回答することはありません。改めて本会所定の手続きにより再登録が必要となります。

3 お買物カード残高は、お買上げご利用時のレシートに記載されるほか、各店店頭レジ、カード裏面のQRコードから確認できます。

第11条

解約等

- この契約は、会員の申し出により、解約することができます。
- 本会は会員が次のいずれかに該当したときは、会員に通知することにより、この契約を解約することができるものとします。
 - 第2回以降の積立金<会費>の払込みについて、本会の定める期間(払込期日より3ヵ月)を超えて遅滞されたため、本会より20日以上の相当の期間を定めて振込書面にて催告したにもかかわらず、その期間内に払い込みいただけなかったとき
 - 入会申込書その他の届け出に虚偽の記載があったとき
 - この会則のいずれかに違反されたとき
 - 暴力団、総会屋等又はこれらに準じる反社会的勢力の構成員若しくは準構成員である等の関わり合いが判明したとき
 - その他会員として不適格であると本会が判断したとき
- 会員は、本会が営業の廃止、許可の取消その他本会の責に帰すべき事由により、入会の目的を達することが不可能になった場合には、この契約を解約することができます。
- 解約手続は、ご本人確認のため、原則として本会窓口にて行います。その際には会員証等が必要となります。

第12条

解約に伴う積立金等の精算

- この契約が前条第1項又は第2項により解約された場合、会員は第1項の解約の申し出の日又は第2項の催告期間の終了の日から45日以内に(この項において「解約精算期間」といいます)に、次の(ア)又は(イ)の金額を延滞なく本会から受領することができます。なお、既に払い込みいただいた積立金<会費>の額を請求する権利は、解約精算期間経過後5年間請求がない場合には消滅するものとします。
 - 積立期間満了前の場合には、既に払い込みいただいた積立金<会費>に相当する額(観劇コースで既に観劇に招待されている場合は、観劇招待に相当する額5,000円を差し引きます)の現金
 - 積立期間満了後の場合には、それまでに商品等に引き換えられた後のお買物カードの残高からボーナス相当額(観劇コースは観劇招待に相当する額5,000円)を差し引いた額(なお、この場合会員は、ボーナス部分を享受していただけないことになりますのでご了承ください)の現金
- なお(ア)(イ)に於いて、口座振込の場合は振込手数料をご負担いただきます。
- この契約が前条第3項により解約された場合、会員は、次の(ア)又は(イ)の金額を延滞なく本会から受領することができます。
 - 積立期間満了前の場合には、既にお払い込みの積立金<会費>の額、及びその額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金
 - 積立期間満了後の場合には、それまでに商品等に引き換えられた後のお買物カードの残高、及びその残高からボーナス相当額(観劇コースは観劇招待に相当する額5,000円)を差し引いた額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金
- なお(イ)に於いて、ボーナス相当額は、商品等に引き換えられていないお買物カードの額にボーナス付与割合を勘案して、ボーナス1年3,000円コースの場合は1/19を、ボーナス1年5,000円コース及び10,000円コースの場合は1/13を、ボーナス半年コースの場合は1/16を乗じた額(百円未満切捨て)として計算します。

第13条

営業保証金及び前受金保全措置等

- 本会は、割賦販売法に基づき、会員が払い込みいただいた積立金<会費>及び契約金額に相当する商品等に引き換えされていないお買物カードの合計額の1/2に相当する額について、前受金保全措置を講じることが義務付けられており、次の機関と営業保証金及び前受業務保証金の供託並びに供託委託契約の締結により前受金保全措置を講じています。

営業保証金及び前受業務保証金
仙台法務局 仙台市青葉区春日町7番25号
前受業務保証金供託委託契約の受託者
日本割賦保証株式会社 東京都港区虎ノ門一丁目13番3号
株式会社七十七銀行 仙台市青葉区中央三丁目3番20号
株式会社みずほ銀行 東京都千代田区大手町一丁目5番5号

ただし、上記機関については、本会の都合により変更する場合がありますので、ご確認に際しては、友の会窓口又は株式会社藤崎エージェンシーまで直接お問合せください。
- 会員は、既に払い込みいただいた積立金<会費>又は商品等に引き換えされていないお買物カードの額について、割賦販売法に基づき、営業保証金又は前受業務保証金から弁済を受けることができます。

第14条

個人情報の利用等

- 本会は、この会則に基づき、商品の売買等の取次ぎ業務及び会員あての各種ダイレクトメール等での営業のご案内のため、会員の個人情報(入会の際に届け出いただいた氏名・住所・契約番号・契約コース名・前受金残高・年齢・生年月日・電話番号・メールアドレス・お買物カードの利用状況等に関する情報)を、安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築及び社内規定の策定をした上で収集・利用します。
- 本会と個人情報の提供に関する契約を締結した株式会社藤崎は、会員あてに各種ダイレクトメール等での営業のご案内のため、会員の同意の上で個人情報を利用いたします。ただし、会員は本会に対し、このような目的のための個人情報の提供の中止を求めることができます。
- 会員は、本会に対し、会員自身の個人情報を開示するように求めることができ、開示情報により、会員ご自身の個人情報の内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合には、会員は本会に対し、訂正等を求めることができます。また、個人情報保護法上の手続違反があった場合には、利用停止を求めることができます。
- 各種ダイレクトメール等での営業のご案内の中止の申し出や個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問合せは、第16条に記載のところまでお願いします。

第15条

営業地域

本会の営業地域は次のとおりとします。宮城県、山形県、福島県、岩手県、秋田県

第16条

友の会に関するご相談窓口

本会に関するお問合せ、ご意見または会員の個人情報に関する各種お申し出等につきましては下記のところにて承ります。

●藤崎友の会窓口 仙台市青葉区一番町三丁目2-17 電話022-261-2131(直通)

許可番号、経済産業大臣許可、友第2005号

この会則<約款>は、令和5年9月1日から適用します。